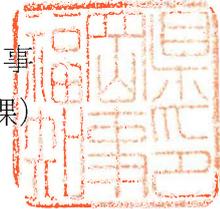




7 環 保 第 2 5 8 4 号
令 和 8 年 2 月 3 日

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事
(環境部環境保全課)



福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）の改定について（諮問）

本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として、令和4年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」（以下「実行計画」という。）を策定し、地球温暖化対策に取り組んでおります。

地球温暖化に伴う気候変動は、災害の激甚化に加え、熱中症の増加、農作物の品質低下など多岐にわたる分野に影響を及ぼすだけでなく、動物と人との関係を変え、新たな動物由来感染症が発生するおそれも指摘されています。本県においても、令和6年には太宰府市で年間猛暑日日数・猛暑日連続日数の日本記録が更新されるなど、実行計画策定後もその影響はますます深刻化しています。

また、国においては、令和7年2月18日に「地球温暖化対策計画」を改定し、2050年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に向けた野心的な目標として、2030年度において温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減するという従来の目標に加え、2035年度、2040年度にそれぞれ60%、73%削減するという新たな目標を設定いたしました。

実行計画につきましては、その対象期間を2017（平成29）年度から2030（令和12）年度までとしておりますが、令和9年3月で策定から5年を迎え、これら社会情勢等の変化に対応する必要が生じております。

つきましては、実行計画の改定について、貴審議会の意見を求めます。